

広島県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定による協議が次のとおり成立した。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課、広島県北部建設事務所、島根県土木部道路維持課において、令和八年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月十二日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類及び路線名

一般国道三七五号

二 区間（トンネル名）

広島県三次市作木町伊賀和志から島根県邑智郡美郷町上野まで（両国トンネル）

三 他の道路管理者

島根県

四 協議の主な内容

平成十八年五月二十二日に締結した協定に基づき、島根県（以下「甲」という。）及び広島県（以下「乙」という。）が共同管理を行っている両国トンネルの共同設備について、管理期間を次のとおり変更する。

甲及び乙が国土交通省から管理を引き継いだ日から平成二十一年三月三十一日までの四年間は島根県が管理を行うこととし、以降は三年ごとに甲乙が交互に行う。ただし、令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの四年間は島根県が管理を行うこととする。